

## 2021 年版合格スタンダード講座・合格プライム講座使用テキスト

### 『講義録』をご利用の皆様へ 訂正情報のご案内

この度は、「2021 年度 合格スタンダード講座・合格プライム講座」をご受講いただき、誠にありがとうございます。

皆様には、ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございませんが、講座使用教材「2021 年版 合格スタンダード講座・合格プライム講座」使用テキスト『講義録』の記載に誤りがございました。お手数をおかけいたしますが、下表のとおり、訂正の上、ご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 【2021 年版 合格スタンダード講座・合格プライム講座『講義録』(上)】

	訂正前	訂正後
p57 下から 11 行目	賃貸借契約において「個人」が <u>連帯保証人</u> となる場合には、・・・(略)・・・	賃貸借契約において「個人」が <u>保証人</u> となる場合には、・・・(略)・・・
P. 79 下から 7 行目 [10/28 追加]	〈民法 <u>117</u> 条〉	〈民法 <u>177</u> 条〉
P. 136 上から 6 行目 [10/28 追加]	5 20 万円以下の <u>罰金</u>	5 20 万円以下の <u>過料</u>

#### 【2021 年版 合格スタンダード講座・合格プライム講座『講義録』(下)】

p179 下から 10 行目	<p><b>【特定賃貸借契約に係る専門的知識および経験を有すると認められる者】</b></p> <p>① 特定転貸事業者 ② 宅地建物取引業者 ③ 特定目的会社 ④ 組合（当該組合の組合員の間で所定の不動産特定共同事業契約が締結されているものに限る。） ⑤ 賃貸住宅に係る信託の受託者（委託者等が①から③までのいずれかに該当する場合に限る。） ⑥ 独立行政法人都市再生機構 ⑦ 地方住宅供給公社</p>	<p><b>【特定賃貸借契約に係る専門的知識および経験を有すると認められる者】</b></p> <p>① 特定転貸事業者 ② 宅地建物取引業者 ③ 特定目的会社 ④ 組合（当該組合の組合員の間で所定の不動産特定共同事業契約が締結されているものに限る。） ⑤ 賃貸住宅に係る信託の受託者（委託者等が①、②、③、⑧のいずれかに該当する場合に限る。） ⑥ 独立行政法人都市再生機構 ⑦ 地方住宅供給公社 ⑧ 賃貸住宅管理業者</p>
----------------------	---	---

p209 下から 6行目	宅地建物取引業者が説明すべき事項は、 次のイとロである。 イ. 建物状況調査・・・(略)・・・ ロ. 設計図書、点検記録その他・・・ (略)・・・	宅地建物取引業者が説明すべき事項は、 次のイである。 イ. 建物状況調査・・・(略)・・・
p223 上から 3行目	共用玄関は、 <u>50ルクス以上</u>	共用玄関は、 <u>内側の床面で 50 ルクス以上、          外側の床面で 20 ルクス以上</u>

また、万が一、その他の訂正が生じた場合は、L E C 賃貸不動産経営管理士ホームページ (アドレス <https://www.lec-jp.com/chintai/>) にて訂正情報を掲載いたします。ご確認のほどよろしくお願いいいたします。

令和3年10月

L E C 東京リーガルマインド  
 賃貸不動産経営管理士事業本部



VU21447